

沿岸広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年2月21日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------|------|---------------|------------|
| 下閉伊郡山田町大沢第10地割85番4地先から87番1地先まで | 新 | m 31.2～6.0 | m 177.2 |
| 下閉伊郡山田町大沢第10地割85番1地先から87番1地先まで | 旧 | 15.1～5.7 | 164.4 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成29年2月21日から同年3月21日まで